



オーストラリア新外国投資法が日本の投資家に影響を及ぼす7つの項目

オーストラリア政府は、外国投資規制の枠組みについて大幅な改正を行い、**2015年12月1日**に改正法が施行されました。本アラートでは、**新しい規制の枠組みが日本の投資家に影響を及ぼす7つの項目について取り上げます。**¹

1. 新たな申請手数料の導入

新たな規制枠組みに基づき、日本の投資家は、ほとんどの申請種別について**1万豪ドル**から**10万豪ドル**の申請手数料を支払う必要があります。申請手数料は、買収対象のセクター、土地の利用方法および予定投資額に応じて設定されています。

申請手数料は、外国投資審査委員会（FIRB）への申請時に支払われ、申請が却下された場合でも**返金はされませんが**、例えば審査が延長された場合またはFIRBによる相当な介入が必要な場合でも、追加の手料は発生しません。投資案件が複数の投資分野にまたがる場合は、より高い手数料が発生します。

投資分野別手数料の事例はFIRBのウェブサイトに掲載されています。

2. 農業用地およびアグリビジネスの届出要件の厳格化

日本の投資家は今後、「農業用地」への投資を予定している場合で、その投資により当該投資家が保有する全ての農業用地の**累計額が1500万豪ドル**を超える場合には、FIRBに届出をしなければなりません（当該基準額は指標化方式により毎年見直されます。）。「農業用地」とは、オーストラリアの土地であり、第一次生産業に使用されている土地または合理的に第一次生産業に使用可能な土地を意味します。

日本の投資家が「アグリビジネス」への投資を予定しており、その投資額が**5,500万豪ドル**を超える場合も、FIRBに届出をしなければなりません（当該基準額は指標化方式により毎年見直されます。）。「アグリビジネス」とは、新たに導入された概念であり、第一次生産業（すなわち農業、林業および漁業）、ならびに肉、家禽類、魚介類、酪農品、果物および野菜の加工や砂糖、穀物および油脂の製造をはじめとする一部の第一段階下流製造業を含みます。

なお、上記において、オーストラリアの事業または事業体の（該当する）総資産、総収入または総利益の25%超がアグリビジネスを営むために使用されている場合、またはアグリビジネスを営むことから得られている場合には、当該事業または事業体がアグリビジネスと判断されるため、注意が必要です。

3. 早期におけるFIRBとの協議がますます重要に

日本の投資家は、正式に大規模投資（とりわけ、食品および農業セクターへの投資）の申請をする前に、FIRBと協議を行うことが推奨されます。事前にFIRBと協議することにより、投資家は、特定の投資案件についてFIRBが抱えている可能性のある国益に関する懸念や、仮に投資案件が承認された場合に課される可能性のある条件について理解を深め、早い段階で対策を講じることができます。

投資案件が競争入札形式で行われる場合、入札プロセスの早い段階でFIRBと積極的に協議をしない投資家は、当初からFIRBと率直に協議してきた入札者、または外国投資の許認可を必要としない入札者に比べて、競争上不利な立場に置かれる可能性があります。

4. 投資家はより複雑な規制枠組みに対応する必要がある

40年もの時を経てオーストラリア外国投資規制の枠組みを改正した目的の一つは、法的枠組みを簡素化し、規制の適用をめぐる不確実性を最小化することでした。

外国投資規制の枠組みはより明確にはなったものの、残念ながら、同時に**より複雑**にもなりました。オーストラリアでは現在、外国投資審査の基準と分野が**22**に分かれており、投資の金額と種類および投資家の国籍に応じて適用が異なります。また、申請手数料は**5千豪ドル**から**10万豪ドル**の範囲で**33**もの異なる段階と種類に分かれています（ただし、日本の投資家による申請は、ほとんどの場合、最低**1万豪ドル**の申請手数料がかかります。）。

¹ 本アップデートにおいて「日本の投資家」とは、「外国政府投資家」ではない日本の事業体を意味します。「外国政府投資家」とは、オーストラリア以外の政府、またはオーストラリア以外の政府による保有権益が一定基準を上回る事業体を意味します。外国政府投資家には、本枠組みに基づき、上記に加え更に別の届出義務が課されます。



5. 日本の投資家のオーストラリアにおける子会社には引き続き厳格な届出要件が課される

2014年日豪経済連携協定（通称「JAIPA」）を反映する変更が加えられたことにより、規制枠組みに概ね次のような変則的規定が生じる結果となりました。

- 日本において設立または組織化された投資家が、センシティブ・セクター、メディア・セクター、アグリビジネスまたは土地関連以外への投資を予定している場合は、予定投資額が**10億9400万豪ドル**（当該基準額は指標化方式により毎年見直されます。）を超える場合のみ届出が必要ですが、
- 日本で設立または組織化された投資家のオーストラリア完全子会社が同様の投資を予定している場合、投資を行う事業体がオーストラリアで設立されており、「日本の法律に基づき設立または組織化」されたものではないため、予定投資額が**2億5200万豪ドル**（当該基準額は指標化方式により毎年見直されます。）を超える場合に届出が必要となります。

この変則的規定は2015年12月1日より前から存在していましたが、今般の改正では修正されませんでした。したがって、日本の投資家は、対オーストラリア投資を組成する際に2つの異なる基準値がある点に注意すべきです。

6. 農業用地の保有権益は全て登記されなければならない

オーストラリア国税庁（ATO）は、農業用地の登記簿管理をはじめとする外国投資規制の一部を所管することになりました。そのため、農業用地の権益を既に保有しているかまたは新たに取得する全ての日本の投資家は、権益を取得した当時はFIRBの認可が必要ではなかった場合でも、ATOにおいて当該権益を登記しなければならなくなりました。

既存の保有権益は全て**2015年12月31日**までにATOにおいて登記されなければならない。2015年12月31日以降に新たに取得した権益または変更された保有権益は、**30日以内**に登記する必要があります。登記を怠った者には、**2015年12月1日**からオーストラリアの現行租税法に基づく行政罰が適用されます。

登記簿上の匿名統計情報は、2016年上半年期から公開されます。登記簿に記録されている各投資家の身元やその権利関係を特定する情報は公開されませんが、オーストラリアの農業、産業政策、投資促進、課税政策および外国投資を所管する大臣らに対しては情報が開示される場合があります。

また、外国投資家の保有する水利権を登記する新制度を2016年に導入することが検討されています。

7. 違反に対する罰則の強化

外国投資規制の枠組みに違反した投資家に対する罰則が強化されます。特に、会社役員および違反を故意に幫助した第三者にも罰則の適用対象が拡大される点は重要です。（個人には）**13万5千豪ドル**以下の刑事制裁金および／または3年以下の禁固刑、（企業には）**67万5千豪ドル**以下の刑事制裁金が科されます。

今後の予定

より詳細な情報をご希望の場合、または貴社のビジネスに影響する可能性がある改正内容に関してご相談がある場合は、お気軽にお問い合わせください。

この記事は、イアン・ウィリアムズ（パートナー）、ダミアン・ロバーツ（パートナー）、ナタリー・マクダウェル（シニア・アソシエイト）とウィル・バーカー（ソリシター）が執筆いたしました。

JAPAN



Damien Roberts
Partner
T +81 3 5412 5453
M +44 7809 200 659
damien.roberts@hsf.com

AUSTRALIA



Ian Williams
Partner
T +61 7 3258 6790
M + 61 427 878 861
ian.williams@hsf.com



Natalie McDowell
Senior Associate
T +61 2 9225 5306
M +61 427 881 681
natalie.mcDowell@hsf.com



Will Barker
Solicitor
T +61 7 3258 6657
will.barker@hsf.com

The contents of this publication, current at the date of publication set out in this document, are for reference purposes only. They do not constitute legal advice and should not be relied upon as such. Specific legal advice about your specific circumstances should always be sought separately before taking any action based on this publication.

Herbert Smith Freehills LLP and its subsidiaries and Herbert Smith Freehills, an Australian Partnership, are separate member firms of the international legal practice known as Herbert Smith Freehills.